

## IV 労災保険の特別加入制度について

### 1 特別加入制度の概要

労災保険は、国内の労働者（外国人を含む）の労働災害に対する保護を主目的とするものであり、労働基準法上の労働者ではない者については対象外とされている。

特別加入とは、業務の実態・災害の発生状況等からみて労働者に準じて労災保険により保護するにふさわしい者について、任意で労災保険への加入を認める制度であり、特別加入を認める者の範囲を次のとおり定めています。

特別加入の種類	中小事業主等	一人親方等	特定作業従事者	海外派遣者
対象者	労働者以外			
	労働者の雇用見込が年間100日以上の事業を行なう中小事業主、役員、家族従事者	労働者を雇わずもしくは、労働者の雇用見込が年間100日未満の事業を行なう者、家族従事者	省令で定める特定の作業（危険有害な作業等）に従事する者	・国内の事業（有期事業を除く）から海外の事業へ派遣される労働者・事業主等 ・JICA等団体から発展途上地域に派遣される者
業種等限定	なし	・個人タクシー業者・個人貨物運送業者（自転車による運送R3.9.1追加） ・建設業の一人親方（大工、とび、左官等） ・漁船による自営漁業者 ・林業の一人親方 ・医薬品の配置販売業者 ・再生資源取扱業者 ・船員法第1条に規定する船員が行なう事業 ・柔道整復師が行なう事業（R3.4.1新設） ・創業支援等措置に基づく事業（R3.4.1新設）	・特定農作業従事者 ・指定農業機械作業従事者 ・職場適応訓練従事者 ・事業主団体等委託訓練従事者 ・危険有害な作業に従事する家内労働者 ・労働組合等の常勤役員 ・介護作業従事者及び家事支援従事者 ・厚生労働省労働基準局長が定める作業の芸能従事者、アニメーション制作従事者（R3.4.1新設） ・ITフリーランス（R3.9.1新設）	海外に事業主等として派遣される場合、海外企業規模は、労働者300人（卸売又はサービス業100人、金融・保険・不動産又は小売業50人）以下
申請を行う者	中小事業主	特別加入団体		海外派遣元事業主、団体
徴収法上の区分	第一種特別加入者	第二種特別加入者		第三種特別加入者

### 2 第一種特別加入者（中小事業主等）

#### （1）加入申請手続

特別加入するには、「特別加入申請書（中小事業主等）（様式第34号の7）」を労働局長に提出し、その承認を受けることが必要です。この事務処理は、事務組合を通じて行うことになります。

また、加入申請に対する労働局長の承認については、当該加入申請の日の翌日から起算して30日の範囲内において申請者が加入を希望する日が承認年月日となります（**任意加入ですので、遡及して承認することはできません**）。

ア 中小事業主とその事業に常態として従事している家族従事者、又は法人の場合の役員（労働者以外の者）がいるときはそれらの者**全員を包括して加入申請**しなければなりません。

- ただし、中小事業主が病気などの理由により就業実態のない場合は、加入申請書に「**理由書** (P. IV-13 参照)」を添付することにより、包括加入の対象から除外することができます。
- イ 建設事業の下請を行う事業主も、中小事業主等の特別加入の「事業主」として取り扱われます。
- ウ 中小事業主等の特別加入は、労働者に係る保険関係に組み込まれることによって行われるので、2以上の事業を行っている中小事業主等がこれらの全ての事業に特別加入しようとするときは、原則として**それぞれの事業ごとに**、成立している保険関係に基づいて**全て特別加入しなければなりません**。

## (2) 特別加入前に健康診断が必要な場合

特別加入を希望する者のうち、以下の特別加入予定業務の種類ごとに定められた従事期間を超えて従事したことがある場合には、**特別加入前に健康診断**を受ける必要があります。

ただし、既に特別加入している者で、空き期間がなく「委託換えによる特別加入継続」「第一種⇒第二種特別加入」となる場合は、健康診断は必要ありません。

特別加入予定の業務の種類 (P. IV-15~17 参照)	特別加入前に左記の業務に従事した期間（通算期間）
粉じん作業を行う業務	3年
身体に振動を与える業務	1年
鉛業務	6か月
有機・特別有機溶剤業務	6か月

## (3) 承認基準

- 中小事業主等の特別加入は、次のすべての基準に合致することが必要です。
- ア その事業について保険関係が成立していること
- イ その事業に係る労働保険事務が事務組合に委託されていること
- ウ 常時300人（金融業、保険業、不動産業又は小売業の場合は50人、卸売業又はサービス業の場合は100人）以下の労働者を使用する事業主であり、労働者を使用する日の合計が、年間100日以上となることが見込まれること
- エ 特別加入申請書の「業務の内容」欄に、従事する業務の具体的な内容及び使用労働者の所定労働時間及び休憩時間が記載されていること

## (4) 変更及び脱退

特別加入承認後、次の事項に変更があったときは、「特別加入に関する変更届／特別加入 脱退申請書(様式第34号の8)」を、遅滞なく労働局長に提出しなければなりません。

(特別加入者全員が脱退しようとするときは、「特別加入脱退申請書」に○を付けて提出)

なお、**変更年月日は届出の日の翌日、脱退年月日は届出の日の当日から起算して30日の範囲内の変更・脱退を希望する日**となります。

- ア 事業主の氏名、事業主の行う事業に従事する者の氏名
- イ 従事する業務又は作業の内容
- ウ 事業主と事業主の行う事業に従事する者との関係
- エ 新たに事業主又は事業主の行う事業に従事する者となった者があるとき
- オ 事業主又は事業主の行う事業に従事する者でなくなったとき

## (5) 特別加入者の地位の自動消滅

「委託解除、役員退任、死亡、離職」などにより、特別加入者としての条件に該当しなくなった場合、その事業に係る特別加入者の地位が自動的に消滅します。

### ア 委託解除の場合

委託解除届（様式第15号）を提出することにより、委託解除日と同日で特別加入も脱退となりますので、特別加入脱退申請書は不要です。

### イ 委託解除以外の事由の場合

「特別加入に関する変更届」（一部脱退）又は「特別加入脱退申請書」（全員脱退）の提出が必要です。“異動年月日”と“脱退（変更決定）を希望する日”は、その事由が発生した日となります。

また、**遡及して脱退する場合**、「特別加入に関する変更届」等の**余白に事由を記載し、その年月日を確認できる書類の写し**（住民票、戸籍謄本等、死亡の事実が掲載された広報誌、お悔やみ欄の写し、社会保険や雇用保険の資格喪失を確認できる書類）を必ず添付願います。**書類の添付がない場合、遡及脱退は認められません。**

**自動消滅以外の理由（高齢のため、経済的事情、不要となった等）の場合、遡及脱退は認められていません**ので特にご留意願います。

## (6) 委託する事務組合の変更

特別加入者である中小事業主が委託先の変更を行う場合、旧事務組合を委託解除した日の翌日に新事務組合へ委託開始するときに限り、旧事務組合を委託解除した日をもって特別加入脱退を希望する場合を除き、特別加入者の地位は継続されます。

なお、地位の継続は同一内容の場合に限られ、内容を変更する場合は改めて加入し直す必要があります。

新事務組合でも引き続き特別加入の継続を希望する場合には、「保険関係成立届（事務処理委託届）」を提出する際に、保険関係成立届の下部余白部分に「**委託換え 特別加入継続希望**」と朱書き（成立届を電子申請する場合は、コメント欄に入力）のうえ、旧事務組合から発行される「**労働保険事務等委託解除通知書**（組様式第11号）」の**写し**を添付してください。また、保険関係成立届は、事務処理委託開始後**10日以内**に提出してください。

# 3 第二種特別加入者（一人親方等及び特定作業従事者）

## (1) 一人親方等の特別加入の申請手続

中小事業主等の特別加入の場合と異なり、労働者についての保険関係がありませんので、特別加入団体を適用事業、その代表者を事業主とみなし、その団体の構成員をその団体に使用される労働者とみなして、適用事業の保険関係と同様に取り扱われます。この場合、当該団体は、すべて継続事業として取り扱われます。

### ア 特別加入にあたっての前提要件

#### (ア) 団体の構成員であること

特別加入団体が加入単位となります。団体が法人であるか任意の団体であるかは問いません。団体は、特別加入が認められますと、事業主とみなされ保険料の納付など、一切の労働保険事務を処理することになります。

#### (イ) 特別加入前の健康診断

「第一種特別加入者」と同様です。

#### イ 特別加入のための申請手続

(ア) 加入するためには、特別加入団体が「特別加入申請書（一人親方等）（様式第34号の10）」を労働局長に提出し、その承認を受けることが必要です。本来は、当該団体が承認申請をするのですが、労働保険事務の処理を事務組合に委託している際の事務処理は、事務組合を通じて行うことになります。この場合の提出先も、労働局長になります。

なお、特別加入申請に対する労働局長の承認年月日については、当該**加入申請の日の翌日から起算して30日の範囲内の申請者が加入を希望する日**となります。

(イ) 特別加入内容に変更が生じた場合は、「**特別加入に関する変更届**（様式第34号の8）」により、変更承認を受けることになります。

#### ウ 特別加入申請書等の記載に当たっての注意

「特別加入申請書」に記載する事項の「特別加入予定者の氏名（フリガナ）・生年月日」欄、「除染作業の有無、従事する特定業務」欄、「希望する給付基礎日額」欄などは、第一種特別加入者の場合と同様です。

なお、「業務又は作業の内容」については、具体的に記載することが必要です。

### （2）特別加入の地位の消滅

#### ア 自動消滅の場合

「事業廃止、死亡、役員退任、特別加入団体の構成員ではなくなった」等特別加入者としての条件に該当しなくなった場合、特別加入者の**地位が自動的に消滅**します。

この場合、「特別加入に関する変更届（様式第34号の8）」の提出が必要となり、「異動年月日」と“変更決定を希望する日”は、その事由が発生した日となります。

また、**遡及して脱退**する場合、その事由を「特別加入に関する変更届」余白に記載し、「**確認できる書類の写し**（※第一種特別加入者の場合と同じ）を必ず添付願います。**書類の添付がない場合、遡及脱退は認められません。**

#### イ 自動消滅以外の場合

自動消滅以外の理由（経済的理由や必要がなくなった等）であっても「特別加入に関する変更届（様式第34号の8）」の提出が必要となります。**この場合の遡及脱退は認められていません**ので、特にご留意願います。

### （3）加入団体の承認基準（新たな加入団体をつくる場合）

次のすべての基準に合致することが必要です。

ア 加入申請をする団体は、一人親方その他の自営業者の**相当数を構成員**とするものであること

イ 構成員の範囲、構成員たる**地位の得喪の手続等が明確**であること。その他団体の組織運営方法などが整備されていること（団体は、法人でも任意団体でもかまわない）

ウ 労働保険事務処理の行為が、その団体の**定款、規約などで規定**されている事業目的、内容から正当なものと認められること

エ その団体の事務体制、財務内容からみて、労働保険事務を確實に**処理する能力がある**こと

オ その団体及び構成員の存する地区が、基本的に北海道内であること

カ 「特別加入申請書」の「業務又は作業の内容」欄が、特別加入できる業務の範囲内において、各人の業務又は作業の具体的な内容を明らかにするものであること

キ **業務災害の防止に関する規定**が整備され、かつ、それを構成員に遵守させることが可能

な体制であること

#### (4) 特別加入団体が事務処理を行うことができる区域

原則、北海道内で設立した特別加入団体は、北海道及び青森県内の構成員の事務処理を行うことが承認基準ですが、他都府県の一人親方等を構成員とすることもできます。

その場合は、他都府県の構成員に対し、災害防止措置に関する研修等を実施していただく必要があり、要件は次のとおりです。

ア 「特別加入団体における事務処理を行うことができる区域にかかる申出書」を北海道労働局に提出していること。

イ その後、毎年4月末までに、「特別加入団体における災害防止措置に係る報告書」にて、前年度の研修実施状況（次第、写真等の実施時の実態がわかる資料を添付すること）及び当年度の研修等実施計画を北海道労働局あて報告すること。

### 4 第三種特別加入者（海外派遣者）

#### (1) 労働保険番号

基幹番号は末尾8を使用し、枝番号は301から順に振り出すことになります。末尾8を付与されていない事務組合は、「基幹番号追加付与願」により番号を取得してください。

#### (2) 申請書類

提出先、加入等希望日・労働局長の承認日については、第一種特別加入者と同じですが、様式は海外派遣専用のものとなっています。

ア 「特別加入申請書（海外派遣者）（様式第34号の11）」

イ 「特別加入に関する変更届／特別加入脱退申請書（様式第34号の12）」

ア、イいずれの場合も、業務内容欄に派遣期間を付した記載をお願いします。

各種記載例については、厚生労働省ホームページに掲載されている「特別加入制度のしおり（海外派遣者用）」をご覧ください。

#### (3) 派遣と出張について

ア 「海外出張者」とは、単に労働の提供の場が海外にあるにすぎず、国内の事業場に所属し、その事業場の使用者の指揮に従って勤務する労働者です。

所属する国内の事業場の労災保険により給付を受けられます。

イ 「海外派遣者」とは、海外の事業場に所属して、その事業場の使用者の指揮に従って勤務する労働者又はその事業場の使用者（事業主以外の方）です。

特別加入の手続を行っていなければ、労災保険による給付を受けられません。

### 5 給付基礎日額変更（※特別加入した初年度については変更できません）

既に特別加入されている方の給付基礎日額の変更については、**事前申請期間として「3月2日から3月31日まで」**に、労働局長へ「給付基礎日額変更申請書（特様式第2号）」を提出する方法（全ての特別加入者において有効）があります。

また、**事後申請期間として年度更新期間「6月1日から7月10日（閉庁日の場合は翌閉庁日）まで」**に、第一種及び第三種特別加入者については「給付基礎日額変更申請書（特様式第2号）」を提出する方法、又は年度更新の「保険料申告書内訳へ、変更の表示、変更後の金額を記載する」方法があり、第二種特別加入者については「給付基礎日額変更申請書」を提出する方法があります。

いずれの場合であっても、変更は一年に一回限りとなっており、事後申請においては、下記①②の期間に労災事故が発生していた場合には、給付基礎日額の変更が認められることとなりますので、ご留意願います。

- ① 4月1日から、年度更新期間中に給付基礎日額変更申請書を提出するまでの期間
- ② 4月1日から、年度更新期間中に年度更新用の保険料申告書内訳を提出するまでの期間  
(第一種・三種のみ)

## 6 特別加入保険料の算定について

### (1) 新たに特別加入者となった者

	申請の承認年月日	特別加入保険料の算定
特別加入申請書 (様式第34号の7) (様式第34号の10) (様式第34号の11)	申請の翌日から起算して30日の範囲内において加入申請者が加入を希望する日。 ただし、希望する日以後の日の受付となる場合は、受付日の翌日。	「承認月日」の属する月より算定。 ただし、海外派遣者が「承認月日」以降に派遣される場合は、その派遣期間の初日の属する月より算定。
特別加入に関する変更届 (様式第34号の8) (様式第34号の12)	届出の日の翌日から起算して30日の範囲内において届出を行う者が変更(追加加入)を希望する日。 ただし、希望する日以後の日の受付となる場合は、受付日の翌日。	上記と同じ

### (2) 特別加入者に該当しなくなった者

	申請の承認年月日	特別加入保険料の算定
特別加入脱退申請書 (様式第34号の8) (様式第34号の12)	申請の日から起算して30日の範囲内において、申請者が脱退を希望する日。当該承認の日の翌日に特別加入者たる地位が消滅するものとして取扱う。 ただし、脱退を希望する日以後の日の受付となる場合は、 <u>受付日が脱退日</u> となります。	「承認月日」の属する月まで算定。
特別加入に関する変更届 (様式第34号の8) (様式第34号の12)	届出日から起算して30日の範囲内において、申請者が脱退を希望する日。当該変更の日の翌日に特別加入者たる地位が消滅するものとして取扱う。 ただし、脱退を希望する日以後の日の受付となる場合は、受付日が脱退日となります。	特別加入者でなくなった者の「異動年月日」の属する月まで算定。

※脱退申請(変更届によるものを含む)について、郵便事情により、労働局の受付が、脱退希望月の翌月になった場合は、保険料が1月分増えてしまうことになります。

申請書は、余裕を持って送付してください。(やむを得ない事情により期限当日の提出となる場合は、労働基準監督署に持ち込むこともできます。)

例) 3月31日脱退を希望し、3月30日に発送した（保険料は3月分まで納付予定）。



労働局に4月1日に到着した。

4月1日が脱退日となり、4月分の保険料まで納付することとなる。

## 7 申請に対する通知

### （1）通知書の種類

- |   |                                     |     |
|---|-------------------------------------|-----|
| ア | 特様式第1号「特別加入承認 兼 特別加入者の給付基礎日額決定 通知書」 | … A |
| イ | 特様式第1号の2 「特別加入脱退承認通知書」              | … B |
| ウ | 特様式第1号の3 「特別加入者の給付基礎日額決定通知書」        | … C |
| エ | 特様式第3号「加入不承認通知書」                    | … D |

	種 別	健診	通知書	補 足
承 認	特別加入申請書	有／無	A	※
	特別加入に関する変更届（一部加入）	有	A	※
		無	C	
	特別加入に関する変更届（一部脱退）			無
	特別加入に関する変更届（事項変更）			
	給付基礎日額変更申請書		C	
不 承 認	特別加入脱退申請書		B	
	特別加入申請書	有／無	D	例：健康診断結果を証明する書類の提出がない 等
	特別加入に関する変更届（一部加入）	有／無		

※加入時健診「有」の場合、健康の状態により、「特定業務制限付き承認」又は「不承認」となる場合があります。

### （2）留意事項

3～6月は受付が集中し、通知までに日数を要する場合がありますので、ご了承ください。

#### 【特別加入関係様式ダウンロードについて】

労働局ホームページにからダウンロードできますので、ご利用ください。（参考資料 P.2 参照）

#### 【特別加入パンフレット】

厚生労働省ホームページからダウンロードできますので、ご利用ください。

厚生労働省ホームページのトップページ > 右上の検索窓で「労災保険への特別加入」

- ・特別加入制度のしおり（中小事業主等用）（一人親方その他の自営業者用）  
(特定作業従事者用) (海外派遣者用)
- ・農業者のための特別加入制度について

## 特別加入関係書類チェックリスト ~第一・二種特別加入者用~

### 〈共通〉

1. **申請及び届出の様式は「新様式」であるか。**(H27.1以降新様式で統一)  
※厚生労働省ホームページの「ダウンロード(OCR) 様式」を印刷し使用。
2. **「氏名のフリガナ」、「生年月日」を記載しているか。**
3. **「労働者の所定労働時間及び休憩時間」を記載しているか。**(休憩は、シフトにより○～○時において○時間、随時等でも可。第二種特別加入者の場合は記載不要)
4. **業務内容欄に「労働者の立場で行う業務内容」を記載しているか。**(例・経営全般、役員会への出席等の記載は不可)
5. **「末尾番号」と「業務内容」が一致しているか。**(例・建設の一括有期事業(末尾5)で、「事務所業務」が含まれている場合は、事務所の保険関係(末尾6)が成立し得ないものか確認のうえ、「労働者なく末尾6成立なし」と記載)
6. **「特定業務の有無」を記載しているか。**(例・業務内容が「塗装工事」で特定業務に該当しない場合はその理由を余白に記入する。「水性塗料のみ、有機溶剤使用なし」等)  
※加入時検診の要件に該当する場合は、振動工具・有機溶剤等の名称(削岩機・トルエン等)を確認して付記し、「特別加入時健康診断申出書」を併せて提出してください。
7. **「給付基礎日額」を記載しているか。**(15,000円等、設定のない日額ではないか。P.IV-14参照)

### 〈加入申請書〉 様式第34号の7 特別加入申請書(中小事業主)                   様式第34号の10 特別加入申請書(一人親方等)

1. **第一種特別加入者(中小事業主等)の場合は、事業主と事業主が行う事業に従事する労働者以外の者を「包括加入」しているか。**(特別加入要件を満たす者は全員加入が必要。ただし、事業主に就業実態がなく、包括加入の対象から除外する場合は、「理由書」(様式例はP.IV-13参照)を添付すること。)
2. **「特別加入を希望する日」が申請日の翌日から起算して「30日以内の日」となっているか。**(「特別加入を希望する日」が「加入承認年月日」となる。)

例) 4月1日特別加入希望の場合は、その日から30日前の3月2日から申請できる。

日付	4/1	3/31	3/30	…	3/4	3/3	3/2
何日前か	0	1	2	…	28	29	30

注) 4月1日付け新規成立事業場について、保険関係成立届と特別加入申請書を「4月1日」に労働局に提出する場合、特別加入を希望する日は、最短で翌日の「4月2日」となる。

ただし、成立日より前に事務委託をしていれば、以下①～③により4月1日から加入できる。

- ①3月31日までに事務委託をする。
- ②事務委託後、3月31日までに「加入希望日 4月1日」として特別加入申請書を提出する。
- ③4月1日から10日以内に、保険関係成立届を提出する。

### 〈変更届・脱退申請書〉 特別加入に関する変更届                   様式第34号の8 特別加入脱退申請書 (中小事業主及び一人親方等)

1. **主たる農業者が「特定農作業従事者」として加入する場合、「年間総販売額が300万円以上」又は「耕地面積が2ha以上」の加入要件を確認できる証明書を添付しているか。**
2. **新たに特別加入する者の「特別加入を希望する日」が申請日の翌日から起算して「30日以内の日」となっているか。**

例) 4月1日特別加入希望の場合は、その日から30日前の3月2日から申請できる。

3. 脱退理由が地位の自動消滅事案に該当し、その日まで脱退日を遡及する場合には余白に理由を記載しているか。また、確認書類を添付しているか。
  - ・「死亡」の場合は戸籍謄本、住民票、診断書、新聞や市町村広報誌のお悔み欄の写し等
  - ・「役員でなくなった」場合は定款、登記簿、役員の決定における総会議事録の写し等
  - ・「事業に従事しなくなった(離職)」場合は就労先の保険証・証明書の写し等
  - ・「一人親方等の団体の構成員ではなくなった」場合は団体の脱退証明書等
4. 一部脱退の場合「異動年月日」を記載しているか。(原則、「異動年月日」が「脱退承認年月日」となるので、遡及脱退については上記3に留意してください)
5. 第二種特別加入(一人親方等、特定作業従事者)の事業主証明は「特別加入団体の代表者」となっているか。(事務組合代表者の証明ではありません)
6. 裏面の「事務組合の名称」及び「電話番号」欄、若しくは表面に「事務組合の名称及び住所」を明示しているか。(ゴム印可。承認等通知書の発送作業時に必要な為、ご協力願います)
7. 提出書類の種類は正しいか。
  - ・第一種特別加入者が新規に包括加入する場合は「加入申請書」  
※ 以下は様式第34号の8において、該当する方を○で囲ってください。
    - ・追加で加入・一部脱退する場合は「変更届」に○
    - ・全員が脱退・最後の1名が脱退する場合は「脱退申請書」に○
8. 委託解除の場合は「委託解除届」の提出のみで「脱退申請書」の提出は不要。(特別加入者の地位も自動消滅するため。)

#### 〈給付基礎日額変更申請書〉 特様式第2号

1. 事前申請の場合は、事前申請期間(3月2日～3月31日（必着）)に提出されているか。
2. 第一種・三種特別加入者に係る事後申請の場合は、年度更新期間(6月1日～7月10日（必着・閉庁日の場合は翌開庁日）)に提出されているか。  
※ 事前・事後申請期間以外は受付できないため、返戻します。(年度毎で、変更は1回のみ)
3. 表面の余白に「事務組合の名称及び住所」を明示しているか。  
※ ゴム印可。承認等通知書の発送作業時に必要な為、ご協力願います。

#### 〈申告書内訳に特別加入の異動を記載した場合〉

「年度更新」「概算増額・減額訂正報告」「再確定増額・減額訂正報告」の申告書内訳に特別加入者の異動(加入、脱退)を記載した場合、併せて「特別加入申請書、変更届、脱退申請書」を提出しているか。(申告書内訳で変更できるのは、第一種・第三種特別加入者の給付基礎日額(事後申請)のみで、加入、脱退する場合は申請書等を提出し承認を受ける必要があります)

#### 〈委託換え時に特別加入を継続希望する場合〉

1. 旧事務組合の委託解除日の翌日に新事務組合に委託換えし、引き続き特別加入を継続希望する場合には、旧委託事務組合の「委託解除通知書（写）」を保険関係成立届(事務処理委託届)に添付し提出しているか。(委託解除届ではなく、委託解除通知書の写を添付)
2. 保険関係成立届(事務処理委託届)の余白に「委託換え、特別加入継続希望」と記載しているか。

## 「特別加入申請書」記載例

様式第34号の7 (表面)

### 労働者災害補償保険 特別加入申請書 (中小事業主等)

帳票種別	36211
① 申請に係る事業の労働保険番号	府県所管管轄基幹番号枝番号 01101900005005
② 事業主の氏名 (法人その他の団体であるときはその名称)	厚生労働塗装有限会社
③ 申請に係る事業	名称 (フリガナ) コウセイロウドウトソウ ユウケンカイシ 名称 (漢字) 厚生労働塗装有限会社
事業場の所在地	北海道札幌市北区北8条西2丁目1-1

④ 特別加入予定者	加入予定者数 計 2名
特別加入予定者 フリガナ 氏名 コウセイ タロウ 厚生 太郎	事業主との関係 (地位又は統柄) ①本人 ③役員 ⑤家族従事者 ( )
生年月日 昭和41年 8月 20日	業務の具体的な内容 一般建築物の塗装 (トルエン・キシレン) 休憩時間 12:00 ~ 13:00 労働者の始業及び終業の時刻 9時00分 ~ 17時30分
フリガナ 氏名 コウセイ ジロウ 厚生 次郎	事業主との関係 (地位又は統柄) ①本人 ③役員 ④取締役 ⑤家族従事者 ( )
生年月日 昭和42年 4月 5日	業務の具体的な内容 同 休憩時間 12:00 ~ 13:00 労働者の始業及び終業の時刻 9時00分
フリガナ 氏名	業務の具体的な内容

- ① 特別加入者の行う業務の具体的内容を記載。  
※ 業務内容(従事する作業)と労働保険番号の末尾(業種)との間に整合性はあるか、労働者が従事していない業務(事業主本来の業務)が含まれていないか。
- ② 加入時健康診断の要件を満たす特定業務歴がある場合は有機溶剤、振動工具の名称を付記。
- ③ 労働者の所定労働時間を記載。※休憩時間を付記。
- ④ 「除染作業」欄は必ず該当する項目に○を付ける。

\*この用紙に記載しきれない場合には、別紙に記載すること。

特 定 業 務 ・ 給 付 基 礎 日 額	
従事する特定業務	業 務 歷
1 粉じん	最初に従事した年月 平成2年 4月
3 振動工具	従事した期間の合計 30年間 ヶ月
5 鉛	
④ 有機溶剤	希望する給付基礎日額 18000 円
⑨ 該当なし	
除染	従事する
	業 務 歷

- ① 「従事する特定業務」欄は必ず該当する項目に○を付ける。
- ② 特定業務に該当する場合は「業務歴」欄に必要事項を必ず記載。
- ③ 「希望する給付基礎日額」欄には特別加入保険料算定基礎額月割早見表(P.IV-14)の中から日額を決めて記載。  
※ 給付基礎日額は、労働保険料を算定する場合や保険給付を受ける場合の基礎となるので、特別加入者の収入等に相応した額を選択すること。

仕事 特定業務 最初に従事した年月 年 月

「特別加入を希望する日」は「申請日」の翌日から起算して30日以内の日を記載。

⑤ 労働保険事務の処理を委託した年月日

2年 4月 1日

⑥ 労働保険事務組合の証明

上記⑤の日より労働保険事務の処理の委託を受けていることを証明します。

2年 4月 3日

名 称 労働保険事務組合 ハローワーク協同組合

〒064-0810 電話 (011) 000-XXXX

主たる事務所の所在地 北海道札幌市中央区南10条西14丁目

代表者の氏名 労災一郎 印

ゴム印押

⑦ 特別加入を希望する日 (申請日の翌日から起算して30日以内)

2年 5月 1日

上記のとおり特別加入の申請をします。

2年 4月 24日

北海道 労働局長 殿

住 所 〒060-8566 電話 (011) 709-2311

北海道札幌市北区北8条西2丁目1-1

厚生労働塗装有限会社 代表取締役 厚生太郎 印

(法人その他の団体であるときはその名称及び代表者の氏名)

「業務の内容」欄の補足事項

- ※ 漁業で、主たる事業(海面漁業・定置網漁業又は海面魚類養殖業・水産動植物の採捕又は養殖の事業)と併せて、陸まわりについても労働者とともに作業に従事する場合は、陸まわり作業の内容も明記すること。
- ※ 建設業で、事務所の労災保険が未成立の場合は、「末尾6成立なし」等と付記すること。

## 「特別加入に関する変更届」記載例

特別加入に関する変更届に○を付ける。(一部の加入者が脱退の場合は変更届となる)

## 「特別加入脱退申請書」「給付基礎日額変更申請書」記載例

様式第34号の8 (表面)

労働者災害補償保険 特別加入に関する変更届  
特別加入脱退申請書 (中小事業主等及び一人親方等)

帳票種別 <b>36241</b>	※印の欄は記載しないでください。 ※受付年月日
特別加入の承認に係る事業 府県所掌管轄基幹番号枝番号 労働保険番号 <b>01101900005005</b>	特別加入脱退申請書に○を付ける。(特別加入者全員が脱退の場合は脱退申請書となる)
事業者の名称 <b>厚生労働塗装有限会社</b>	事業場の所在地 <b>北海道札幌市北区</b>
今回の変更届に係る者 合計：人 内訳(変更：人、脱退：人、加入：人)	余白に労働保険事務組合名を明示。(ゴム印可)
特別加入者に 変更年月日 年 月 日 生年月日 年 月 日 ※整理番号	変更を生じた者の フリガナ名 変更後の フリガナ名 中小事業主又は一人親方との関係(地位又は統制) 変更前 変更後 1 本人 3 役員 5 家族連帯者
業務又は作業の内容 変更前 <b>札幌市中央区南10条西14丁目</b> 変更後 <b>労働保険事務組合</b> <b>ハローワーク協同組合</b>	
脱退の理由を記載。 遡及脱退の場合は原因・理由を記載し、謄本(写)等の確認出来る書類を添付。(P.IV-9)	変更決定を希望する日(変更届提出の翌日から起算して30日以内) <b>1年11月30日</b>
脱退の場合 上記のとおり 変更を生じたので届けます。 特別加入脱退を申請します。	以下の一欄は、承認を受けた事業に係る特別加入者の全員を特別加入者でないことを示す。 ※申請の理由(脱退の理由) <b>特別加入者が全員脱退する為</b>
1年11月29日 北海道 労働局長 殿	1年11月30日
住所 事業主の氏名 <b>〒060-8566 電話 (011) 709-2311 北海道札幌市北区北8条西2丁目1-1 厚生労働塗装有限会社 代表取締役 厚生花子 印 (法人その他の団体であるときはその名称及び代表者の氏名)</b>	ゴム印可

■ 特様式第2号

労働者災害補償保険 給付基礎日額変更申請書  
(特別加入)

帳票種別 <b>36245</b>	※印の欄は記載しないでください。(職員が記載します。)	
労働保険番号 府県所掌管轄基幹番号 <b>01330900000100</b>	※受付年月日 <b>27年3月15日</b>	
北海道 労働局長 殿	特別加入団体の場合はその団体の証明 (ゴム印可)	
郵便番号 住所 保険加入者の氏名 <b>〒060-8566 電話番号 011-709-2311 札幌市北区北8条西2丁目1-1 株式会社 厚生商事 代表取締役 労働太郎 (法人その他の団体のときはその名称及び代表者の氏名)</b>	27年3月15日	
下記のとおり給付基礎日額の変更を申請します。 (1枚の内 1枚目)		
※整理番号 変更を希望する特別加入者の氏名 <b>1 労働太郎</b>	現在の給付基礎日額 <b>20.000</b>	今回希望する給付基礎日額 <b>22.000</b>
[注意] 1. 変更を希望する特別加入者が多数おり氏名欄に記載することができない場合は、納付金封筒にて記載すること。 名をすることが <b>札幌市中央区南10条西14丁目 労働保険事務組合 ハローワーク協同組合</b>		

## 理由書

令和 年 月 日

北海道労働局長 殿

ゴム印可

事業主の住所

事業主の氏名

(法人その他の団体であるときはその名称及び代表者の氏名)

私は、下記の理由により、特別加入の申請に係る事業について就業の実態がないため、特別加入者としないことを希望します。

なお、特別加入対象から除外されることにより、特別加入者でなくなった日以降に発生した事故について、労災保険給付を受けられることについては承知しました。

記

---

---

---

---

---

---

---

---

---

特別加入保険料算定基礎額月割早見表

給付 基礎日額	保険料 算定基礎額	1か月	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9か月	10か月	11か月
25,000	9,125,000	760,417	1,520,834	2,281,251	3,041,668	3,802,085	4,562,502	5,322,919	6,083,336	6,843,753	7,604,170	8,364,587
24,000	8,760,000	730,000	1,460,000	2,190,000	2,920,000	3,650,000	4,380,000	5,110,000	5,840,000	6,570,000	7,300,000	8,030,000
22,000	8,030,000	669,167	1,338,334	2,007,501	2,676,668	3,345,835	4,015,002	4,684,169	5,353,336	6,022,503	6,691,670	7,360,837
20,000	7,300,000	608,334	1,216,668	1,825,002	2,433,336	3,041,670	3,650,004	4,258,338	4,866,672	5,475,006	6,083,340	6,691,674
18,000	6,570,000	547,500	1,095,000	1,642,500	2,190,000	2,737,500	3,285,000	3,832,500	4,380,000	4,927,500	5,475,000	6,022,500
16,000	5,840,000	486,667	973,334	1,460,001	1,946,668	2,433,335	2,920,002	3,406,669	3,893,336	4,380,003	4,866,670	5,353,337
14,000	5,110,000	425,834	851,668	1,277,502	1,703,336	2,129,170	2,555,004	2,980,838	3,406,672	3,832,506	4,258,340	4,684,174
12,000	4,380,000	365,000	730,000	1,095,000	1,460,000	1,825,000	2,190,000	2,555,000	2,920,000	3,285,000	3,650,000	4,015,000
10,000	3,650,000	304,167	608,334	912,501	1,216,668	1,520,835	1,825,002	2,129,169	2,433,336	2,737,503	3,041,670	3,345,837
9,000	3,285,000	273,750	547,500	821,250	1,095,000	1,368,750	1,642,500	1,916,250	2,190,000	2,463,750	2,737,500	3,011,250
8,000	2,920,000	243,334	486,668	730,002	973,336	1,216,670	1,460,004	1,703,338	1,946,672	2,190,006	2,433,340	2,676,674
7,000	2,555,000	212,917	425,834	638,751	851,668	1,064,585	1,277,502	1,490,419	1,703,336	1,916,253	2,129,170	2,342,087
6,000	2,190,000	182,500	365,000	547,500	730,000	912,500	1,095,000	1,277,500	1,460,000	1,642,500	1,825,000	2,007,500
5,000	1,825,000	152,084	304,168	456,252	608,336	760,420	912,504	1,064,588	1,216,672	1,368,756	1,520,840	1,672,924
4,000	1,460,000	121,667	243,334	365,001	486,668	608,335	730,002	851,669	973,336	1,095,003	1,216,670	1,338,337
3,500	1,277,500	106,459	212,918	319,377	425,836	532,295	638,754	745,213	851,672	958,131	1,064,590	1,171,049

※特例計算（月割）による保険料算定基礎額

$$= [\text{保険料算定基礎額} \div 12 \text{ (小数点以下切り上げ)}] \times [\text{加入月数}]$$

※特別加入者が複数人いる場合、申告額は個々の加入者の算定基礎額を円単位まで合計した後、千円未満を切り捨てた額に保険料率を乗じて算出します。

## 粉じん作業（じん肺法施行規則第2条 別表）

一 土石、岩石又は鉱物（以下「鉱物等」という。）（湿潤な土石を除く。）を掘削する場所における作業（次号に掲げる作業を除く。）。ただし、次に掲げる作業を除く。
イ 坑外の、鉱物等を湿式により試錐（すい）する場所における作業
ロ 屋外の、鉱物等を動力又は発破によらないで掘削する場所における作業
一の二 ずい道等（ずい道及びたて坑以外の坑（採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第二条に規定する岩石の採取のためのものを除く。）をいう。以下同じ。）の内部の、ずい道等の建設の作業のうち、鉱物等を掘削する場所における作業
二 鉱物等（湿潤なものを除く。）を積載した車の荷台を覆し、又は傾けることにより鉱物等（湿潤なものを除く。）を積み卸す場所における作業（次号、第三号の二、第九号又は第十八号に掲げる作業を除く。）
三 坑内の、鉱物等を破碎し、粉碎し、ふるい分け、積み込み、又は積み卸す場所における作業（次号に掲げる作業を除く。）。ただし、次に掲げる作業を除く。
イ 湿潤な鉱物等を積み込み、又は積み卸す場所における作業
ロ 水の中で破碎し、粉碎し、又はふるい分ける場所における作業
ハ 設備による注水をしながらふるい分ける場所における作業
三の二 ずい道等の内部の、ずい道等の建設の作業のうち、鉱物等を積み込み、又は積み卸す場所における作業
四 坑内において鉱物等（湿潤なものを除く。）を運搬する作業。ただし、鉱物等を積載した車を牽（けん）引する機関車を運転する作業を除く。
五 坑内の、鉱物等（湿潤なものを除く。）を充てんし、又は岩粉を散布する場所における作業（次号に掲げる作業を除く。）
五の二 ずい道等の内部の、ずい道等の建設の作業のうち、コンクリート等を吹き付ける場所における作業
五の三 坑内であつて、第一号から第三号の二まで又は前二号に規定する場所に接する場所において、粉じんが付着し、又は堆積した機械設備又は電気設備を移設し、撤去し、点検し、又は補修する作業
六 岩石又は鉱物を裁断し、彫り、又は仕上げする場所における作業（第十三号に掲げる作業を除く。）。ただし、次に掲げる作業を除く。
イ 火炎を用いて裁断し、又は仕上げする場所における作業
ロ 設備による注水又は注油をしながら、裁断し、彫り、又は仕上げする場所における作業
七 研磨材の吹き付けにより研磨し、又は研磨材を用いて動力により、岩石、鉱物若しくは金属を研磨し、若しくはぱり取りし、若しくは金属を裁断する場所における作業（前号に掲げる作業を除く。）。ただし、設備による注水又は注油をしながら、研磨材を用いて動力により、岩石、鉱物若しくは金属を研磨し、若しくはぱり取りし、又は金属を裁断する場所における作業を除く。
八 鉱物等、炭素を主成分とする原料（以下「炭素原料」という。）又はアルミニウムはくを動力により破碎し、粉碎し、又はふるい分ける場所における作業（第三号、第十五号又は第十九号に掲げる作業を除く。）。ただし、次に掲げる作業を除く。
イ 水又は油の中で動力により破碎し、粉碎し、又はふるい分ける場所における作業
ロ 設備による注水又は注油をしながら、鉱物等又は炭素原料を動力によりふるい分ける場所における作業
ハ 屋外の、設備による注水又は注油をしながら、鉱物等又は炭素原料を動力により破碎し又は粉碎する場所における作業
九 セメント、フライアッシュ又は粉状の鉱石、炭素原料若しくは炭素製品を乾燥し、袋詰めし、積み込み、又は積み卸す場所における作業（第三号、第三号の二、第十六号又は第十八号に掲げる作業を除く。）
十 粉状のアルミニウム又は酸化チタンを袋詰めする場所における作業
十一 粉状の鉱石又は炭素原料を原料又は材料として使用する物を製造し、又は加工する工程において、粉状の鉱石、炭素原料又はこれらを含む物を混合し、混入し、又は散布する場所における作業（次号から第十四号までに掲げる作業を除く。）
十二 ガラス又はほうろうを製造する工程において、原料を混合する場所における作業又は原料若しくは調合物を溶解炉に投げ入れる作業。ただし、水の中で原料を混合する場所における作業を除く。
十三 陶磁器、耐火物、けい藻土製品又は研磨材を製造する工程において、原料を混合し、若しくは成形し、原料若しくは半製品を乾燥し、半製品を台車に積み込み、若しくは半製品若しくは製品を台車から積み卸し、仕上げし、若しくは荷造りする場所における作業又は窯の内部に立ちに入る作業。ただし、次に掲げる作業を除く。
イ 陶磁器を製造する工程において、原料を流し込み成形し、半製品を生仕上げし、又は製品を荷造りする場所における作業
ロ 水の中で原料を混合する場所における作業
十四 炭素製品を製造する工程において、炭素原料を混合し、若しくは成形し、半製品を炉詰めし、又は半製品若しくは製品を炉出しし、若しくは仕上げする場所における作業。ただし、水の中で原料を混合する場所における作業を除く。
十五 砂型を用いて鋳物を製造する工程において、砂型を造形し、砂型を壊し、砂落としし、砂を再生し、砂を混練し、又は鋳ばり等を削り取る場所における作業（第七号に掲げる作業を除く。）。ただし、設備による注水若しくは注油をしながら、又は水若しくは油の中で、砂を再生する場所における作業を除く。
十六 鉱物等（湿潤なものを除く。）を運搬する船舶の船倉内で鉱物等（湿潤なものを除く。）をかき落とし、若しくはかき集める作業又はこれらの作業に伴い清掃を行う作業（水洗する等粉じんの飛散しない方法によって行うものを除く。）
十七 金属その他無機物を製鍊し、又は溶融する工程において、土石又は鉱物を開放炉に投げ入れ、焼結し、湯出しし、又は鋳込みする場所における作業。ただし、転炉から湯出しし、又は金型に鋳込みする場所における作業を除く。
十八 粉状の鉱物を燃焼する工程又は金属その他無機物を製鍊し、若しくは溶融する工程において、炉、煙道、煙突等に付着し、若しくは堆積した鉱さい又は灰をかき落とし、かき集め、積み込み、積み卸し、又は容器に入れる場所における作業
十九 耐火物を用いて窯、炉等を建築し、若しくは修理し、又は耐火物を用いた窯、炉等を解体し、若しくは破碎する作業
二十 屋内、坑内又はタンク、船舶、管、車両等の内部において、金属を溶断し、又はアークを用いてガウジングする作業
二十の二 金属をアーク溶接する作業
二十一 金属を溶射する場所における作業
二十二 染土の付着した蘆（い）草を庫（くら）入れし、庫（くら）出しし、選別調整し、又は製織する場所における作業
二十三 長大ずい道（著しく長いずい道であつて、厚生労働大臣が指定するものをいう。）の内部の、ホッパー車からバラストを取り卸し、又はマルチプルタイタンバーにより道床を突き固める場所における作業
二十四 石綿を解きほぐし、合剤し、紡績し、紡織し、吹き付けし、積み込み、若しくは積み卸し、又は石綿製品を積層し、縫い合わせ、切断し、研磨し、仕上げし、若しくは包装する場所における作業

## 有機溶剤（特別有機溶剤を含む）

アセトン  
イソブチルアルコール  
イソプロピルアルコール  
イソペンチルアルコール（別名 イソアミルアルコール）  
エチルエーテル  
エチルベンゼン等  
エチレングリコールモノエチルエーテル（別名 セロソルブ）  
エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート（別名 セロソルブアセテート）  
エチレングリコールモノ-ノルマルーブチルエーテル（別名 ブチルセロソルブ）  
エチレングリコールモノメチルエーテル（別名 メチルセロソルブ）  
オルト-ジクロルベンゼン  
キシレン  
クレゾール  
クロルベンゼン  
クロロホルム  
酢酸イソブチル  
酢酸イソプロピル  
酢酸イソペンチル（別名 酢酸イソアミル）  
酢酸エチル  
酢酸ノルマルーブチル  
酢酸ノルマルーブロピル  
酢酸ノルマルーペンチル（別名 酢酸ノルマルーアミル）  
酢酸メチル  
四塩化炭素  
シクロヘキサノール  
シクロヘキサン  
1, 4 - ジオキサン  
ジクロルメタン（別名 二塩化メチレン）  
1, 2 - ジクロルエタン  
1, 2 - ジクロルエチレン（別名 二塩化アセチレン）  
1, 2 - ジクロロプロパン等  
N, N - ジメチルホルムアミド  
スチレン  
テトラクロルエチレン（別名 パークロルエチレン）  
1, 1, 2, 2 - テトラクロルエタン（別名 四塩化アセチレン）  
テトラヒドロフラン  
1, 1, 1 - トリクロルエタン  
トリクロルエチレン  
トルエン  
二硫化炭素  
ノルマルヘキサン  
1 - プタノール  
2 - プタノール  
メタノール  
メチルイソブチルケトン  
メチルエチルケトン  
メチルシクロヘキサノール  
メチルシクロヘキサン  
メチル-ノルマルーブチルケトン  
ガソリン  
コールタールナフサ（ソルベントナフサを含む。）  
石油エーテル  
石油ナフサ  
石油ベンジン  
テレビン油  
ミネラルスピリット（ミネラルシンナー、ペトロリウムスピリット、ホワイトスピリット及びミネラルターペンを含む。）  
前各号に掲げる物のみから成る混合物

## 身体に振動を与える業務（振動工具）

昭和52年5月28日付け基発第307号記の2

### 振動業務の範囲について

本認定基準の適用の対象となる「振動業務」とは、次に掲げる振動工具（圧搾空気を動力源とし、又は内燃機関、電動モーター等の動力により駆動される工具で身体局所に著しい振動を与えるものに限る）を取り扱う業務をいう。

- (1) さく岩機
- (2) チッピングハンマー
- (3) 銃打機
- (4) コーキングハンマー
- (5) ハンドハンマー
- (6) ベビーハンマー
- (7) コンクリートブレーカー
- (8) スケーリングハンマー
- (9) サンドハンマー
- (10) チェンソー
- (11) ブッシュクリーナー
- (12) エンジンカッター
- (13) 携帯用木材皮はぎ機
- (14) 携帯用タイタンバー
- (15) 携帯用研削盤
- (16) スイング研削盤
- (17) 卓上用研削盤
- (18) 床上用研削盤
- (19) (1)から(18)までに掲げる振動工具と類似の振動を身体局所に与えると認められる工具

昭和52年5月28日付け事務連絡第23号記の2の(1)

### 振動業務の範囲について

本認定基準の適用の対象となる振動業務の範囲が明らかにされており、取り扱う振動工具が例示されているが、これら以外の振動工具として上図の(19)に該当するものには、例えば、次に掲げるものなどがある（商品名で示したもののが含まれている）。

ストーパー、シンカー、ジェットタガネ、オートケレン、スーパーチゼル、ペーピングブレーカー、ブラックスチッパ、エアーチッパ、アングルグラインダー、コンクリートバイブレーター、インパクトレンチ（ナットランナ）、バイブレーションシャー（ハンドシャー又はニブラー）、バイブレーションドリル、電動ハンマー、オービタルサンダー